

令和5年度・第4回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年7月25日（火） 13:00～14:30

開催場所 セントピア 視聴覚室

出席委員（19名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（0名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（20名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（1名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・田上G員・中城G員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 5 番 ⑩

_____ 6 番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和５年度 第４回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

５ 報 告

- 報告第 9 号 農地形質変更届の専決処分について
- 報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について
- 報告第 11 号 非農地証明発行の専決処分について
- 報告第 12 号 農地転用事実証明願の専決処分について

６ 議 事

- 議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 39 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）
- 議案第 42 号 非農地証明願承認について
- 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について
- 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について
- 議案第 45 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定・贈許可申請承認について
- 議案第 46 号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について
- 議案第 47 号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

７ その他

- (1) 現地調査及び総会の日程等について
- (2) その他

【 13 : 00 開会 】

議長 　ただ今から、第４回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 　定数１９名、現在員数１９名、出席委員１９名です。
　　なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は２０名です。
　　以上で報告を終わります。

議長 　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。
　　まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 　主要事務処理経過報告について説明いたします。
　　総会資料の１ページをご覧ください。
　　７月５日は常設審議委員会がアートホテルかごしまで開催され、会長、事務局職員が出席しています。
　　１０日に令和５年度第１回男女共同参画審議会が本庁舎６０１会議室で開催され、梶原委員が出席されております。
　　１１日と１２日が定例の現地調査です。
　　１４日に第３回運営委員会を本庁舎５０２会議室で開催しております。
　　２０日に高城地区等現地調査と農業者年金加入推進会議が国際交流センターで開催されています。
　　そして、本日第４回農業委員会総会がセントピアで開催となっています。以上、説明を終わります。

議長 　主要事務処理経過報告が事務局よりございました。
　　７月１０日令和５年度第１回男女共同参画審議会に梶原委員が出席されておりますので、梶原委員に報告をお願いいたします。

梶原委員 　７月１０日令和５年度第１回男女共同参画審議会があったので出席いたしました。１回目の会議ということで市長より令和５年度の審議に対して委任状の交付がありました。
　　その後、議事に移りまして会長・副会長の選任があり会長に純心大学の柳園准教授がなられ副会長に人権擁護委員協議会の大森氏が選任されました。

　　また、報告としまして第２次薩摩川内市男女共同参画審議会基本計画の概要説明、現状と課題、その他、進捗状況の説明が

ありました。本年度も計画に基づき多くのことを展開していくことを協議いたしました。以上です。

議長 それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終わります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
5 番：牧田 信一 委員
6 番：小城 義己 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。
まず、報告第 5 号「農地形質変更届の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第 9 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。
位置図、調査表は備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 8 番から 12 番の 5 件です。登記地目
田 11 筆 8, 544.42 m²の届出がありました。

内容といたしましては、受理番号 8 番、10 番から 12 番については、盛土して、畑のための届出です。

8 番は、議案第 43 号 46 番と同時申請で 3 条の所有権移転される農地を含め、盛土して、畑とする計画です。

9 番は、農機具等の倉庫としての利用目的で、200 m²未満です。なお、一部施工済のため始末書が添付されています。

11 番、12 番は、議案第 45 号 56 番で 3 条の使用貸借権設定した農地を所有者から同意を受け、盛土するものです。

従いまして、現地調査の結果、被害防除計画に妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会 農地の形質変更に伴う周辺農地等への被害防止対策実施要領 3 の規定により、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 9 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 9 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第 9 号を終ります。
　　続きまして、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。
　　事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第 10 号を説明いたします。資料は 4 ページをご覧ください。

　　今月の合意解約は受理番号 29 番から 33 番までの 5 件です。
　　登記地目 田 5 筆 6,247 m²の合意解約通知がありました。

　　このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は受理番号 33 番です。

　　薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

　　以上で、報告第 10 号に係る説明を終ります。

議長 　ただ今、事務局より報告第 10 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第 10 号を終ります。
　　次は報告第 11 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
　　事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第 11 号を説明いたします。資料は 5 ページから 6 ページをご覧ください。

　　今月の証明発行願いは、受理番号 24 番から 32 番までの 9 件で、登記地目 田 11 筆 6,772 m²、畑 6 筆 5,066 m²、合計 17 筆 11,838 m²の証明発行願が提出されました。

　　非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第11号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第11号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第11号を終わります。
次に、報告第12号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第12号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。

　　今月は、受理番号5番から6番の2件で、登記地目 畑2筆478㎡の農地転用事実証明願が提出されました。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第4号の規定に基づき、会長が専決処分を行いましたので報告いたします。

　　許可年月日、転用目的については、それぞれご参照ください。

　　いずれも、転用目的どおり実行されていますが、現在まで不動産登記法に係る地目の変更登記がされておらず、今般地目の変更登記に必要な転用許可証を紛失されており、当該証明願いが提出されたものです。

　　なお、現地確認については、乙須 紀文 委員が調査され、転用目的どおり利用されていることを確認していただきました。

以上で、報告第12号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第12号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第12号を終わります。
それでは会次第6の議事に入ります。
先ず、議案第38号「農地法第4条の規定による農地等の転用

許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第38号を説明いたします。資料は8ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号7番から9番までの3件で、登記地目畑3筆 965㎡の申請がありました。

内容としましては、7番は、医療法人が、障害者福祉サービスのグループホームを整備されるものです。

8番は、貸駐車場を整備するものです。隣接地の宅地と一体利用で総面積は、696.31㎡となります。

9番は、一般住宅の目的で申請されるものです。仮換地実測90.02㎡で836番1 畑外2筆 仮換地実測387.44㎡と一体利用で仮換地実測総面積477.46㎡となります。なお、議案第39号50番と同時申請です。

以上3件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第38号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 11番 乙須が、7番及び8番を報告します。

7月11日、春田推進委員と事務局 平・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

7番は、位置図8ページ、調査表6ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

8番は、位置図9ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員

7月11日、鶴屋推進委員と事務局 梶原職員・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 10 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑で耕作されておりきれいに管理をされておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 38 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第３８号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第39号を説明いたします。資料は9ページから12ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 4 4 番から 5 2 番までの 9 件で、登記
 地目 田 4 筆 1, 2 2 5 m²、畑 8 筆 2, 8 1 7 m²、合計 1 2 筆
 4, 0 4 2 m²の申請がありました。内容について説明いたします。

44番は、建売住宅の目的で申請されるものです。里道67㎡と一体利用で総面積757㎡となります。

45番及び49番、50番は、一般住宅。47番は、一般住宅

と進入路、５１番から５２番は、宅地分譲の目的でそれぞれ申請されるものです。

４７番は、議案第４３号４７番と同時申請で、分筆後の残地は、農地として利用します。また、一般住宅の５００㎡を超過しているため、地籍超過理由書が添付されています。

５０番は、仮換地実測８６．６６㎡で、７７５番１ 畑外２筆 仮換地実測３９０．８０㎡と一体利用で仮換地実測総面積 ４７７．４６㎡となります。なお、議案第３８号９番と同時申請です。

４６番及び４８番は、資材置場の目的でそれぞれ申請されるものです。

４６番は、２３１０番１ 雑種地 ４８０㎡と一体利用で総面積 ６６２㎡となります。

４８番は、２９８５番 原野 外１０筆 ４，４６３．５９㎡と一体利用で総面積 ５，１０５．５９㎡となります。

以上９件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第３９号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　９番　下茂が、４４番を報告します。
　　７月１１日、鶴屋推進委員と事務局　梶原職員・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

　　位置図１１ページ、調査表９ページをご覧ください。

　　申請地の現況は、田ですが耕作はされておられません。

　　申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

　　以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

薬師寺委員 　３番　薬師寺が、４５番及び４６番を報告します。
　　７月１１日、上小川推進委員と事務局　西局長代理・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

　　４５番は、位置図１２ページ、調査表１０ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で果樹を栽培されておりました。一般住宅転用目的です。

46番は、位置図13ページ、調査表11ページをご覧ください。
申請地の現況は、田で耕作されていませんでした。

盛土をして雑種地一体利用で資材置き場として活用されます。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、45番・46番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員

9番 下茂が、47番を報告します。

調査日・調査委員は報告のとおりです。

位置図14ページ、調査表12ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑ですが一部耕作、一部不耕作でした。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

乙須委員

11番 乙須が、48番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図15ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

小園委員

14番 小園が、49番を報告します。

7月10日 古川委員 事務局 西局長代理・中城職員と
現地調査を実施しましたので報告します。

位置図16ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で管理はされておりました。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

下茂委員

9番 下茂が、50番を報告します。

調査日・調査委員は報告のとおりです。

位置図10ページ、調査表8ページをご覧ください。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議案第 39 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举 手)

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号 53 番です。

先ず、議事参与案件を除く案件について審議いたします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第40号を説明いたします。資料は13ページから14ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号53番の3件で、登記地目 田3筆 625㎡、畑1筆479㎡ 合計4筆1,104㎡の申請がありました。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

54番は、申請地の贈与を受け、駐車場・物置・通路を整備するものです。施工済のため、始末書が添付されています。

55番は、申請地の贈与を受け、一般住宅を整備するものです。仮換地実測675.37㎡のうち337.68㎡となります。

以上2件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議事参与案件を除く案件に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が、54番及び55番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

54番は、位置図20ページ、調査表18ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。

駐車場・物置・通路の転用目的ですが施行済みの為、始末書添付付きです。

55番は、位置図21ページ、調査表19ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。一般住宅転用目的です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、54番・55番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第40号、受理番号53番の議事参与案件を除く、受理番号54番から55番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第40号、受理番号53番の議事参与案件を除く、受理番号54番から55番につきまして、原案のとおり意見決定することに決しました。

次に、議案第40号、受理番号53番に係る議事参与案件について審議に入ります。

下茂委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

下茂委員

(退席・退室)

議 長 議案第40号、受理番号53番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第440号53番に係る所有権移転の譲受人及び譲渡人が、当委員会農業委員の下茂正憲委員の御子息及び本人ですので、内容説明いたします。資料は13ページをご覧ください。

53番は、申請地の贈与を受け、一般住宅を整備するものです。

1492番1の一部 宅地 24㎡と一体利用で総面積は、503㎡となります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議事参与案件に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が、53番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

以上のことから、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議案第４１号を説明いたします。資料は１５ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄を

ご参照ください。

今月の申請は、受理番号 56 番、57 番の 2 件で、登記地目 田 1 筆 151 m² 畑 1 筆 298 m² 合計 2 筆 449 m² の申請がありました。

内容といたしましては、56 番は、申請地を父から借り受けて、一般住宅の目的で申請されるものです。3156 番の一部 宅地 194.94 m² と一体利用で総面積 492.94 m² となります。

57 番は、申請地を自治会が借り受け、資源物収集所を整備するものです。施工済のため、始末書添付となっています。

以上 2 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 41 号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

下茂委員 　9 番　下茂が、56 番及び 57 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

56 番は、位置図 22 ページ、調査表 20 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されておりません。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

57 番は、位置図 23 ページ、調査表 21 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑となっておりますが事務局の紹介通り、始末書添付ということですので既にゴミステーションとして活用されており、畑としては耕作されておりません。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、56 番・57 番の申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終了しました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

梶原委員 　57 番について質問します。

自治会として土地の使用貸借権を設定できなかったと把握しているのですが、認可地縁団体ということですのでよろしいのでしょうか。

添付書類として地縁団体の届出を付けて県へ進達する運びとなっております。以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議案第４１号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

次は、議案第４２号「非農地証明願承認について」を議題とします。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第2条第1項に規定する農地では無い

ことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第４２号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須 委員 　１１番　乙須が、９番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです
位置図１７ページ、調査表２２ページをご覧ください。
申請地の現況は、原野です。申請人が相続する以前から管理されておらず、原野化しておりました。
周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

磯道 委員 　１７番　磯道が、１０番を報告します。
７月６日　廣庭推進委員　甌島振興局　巡田・有馬職員と現地調査を行いましたので報告いたします。
位置図２４ページ、調査表２３ページをご覧ください。
申請地の現況は、畑となっておりますが長年耕作されておらず雑種地となっております。また、周辺も家に囲まれてところどころに雑草が生えている状況です。
本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

議長 　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・~~推進委員~~ 　３９番　高木です。位置図の番地が違いますがどちらが正しいですか。

事務局 　申請地の地番は議案の通りで、位置図が間違っておりました。
３８７２が正解です。位置図の修正をお願いします。

議長 　他に御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　ありません。

議長 　ないようですので、採決いたします。

議案第４２号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４２号「非農地証明願承認について」は原案どおり決定されました。

次は、議案第４３号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４３号を説明いたします。資料は１７ページから１８ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号４５番から４９番の５件で、田４筆４，９１６㎡、畑４筆９０９㎡、合計８筆５，８２５㎡の申請がありました。

４６番は、報告第９号９番と同時申請で、所有権移転後、畑として、盛土する計画です。

４７番は、議案第４１号４７番と同時申請で、転用のため分筆した残地を取得するもので、新規営農のため、営農計画書が添付されています。

受理番号４３番から４９番の申請理由は、譲受人の「規模拡大」等、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第４３号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員

4 5 番を報告いたします。

1 1 番 乙須が 4 5 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

位置図 2 5 ページ、調査表 2 4 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。

権利取得者は、経営拡張のための権利取得であり、通所者等が耕作を通して、リハビリを行うものです。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、果樹等の栽培予定です。申請は許可相当と考えます。

以上です。

下茂委員

9 番 下茂が、4 6 番及び 4 7 番を報告します。

4 6 番は、位置図 2 6 ページ、調査表 2 5 ページをご覧ください。申請地の現況は、田ですが畑として活用すると先程の報告の通りです。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、畑としての活用との事でした。

経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

4 7 番は、申請地の現況は、畑で耕作はされておられません。権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、野菜を栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

小園委員

1 4 番 小園が 4 8 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 2 7 ページ、調査表 2 7 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で現在も葡萄を耕作されております。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、今後も葡萄を栽培ということで経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

牧田委員

5 番 牧田が、4 9 番を報告します。

7 月 1 0 日、早崎推進委員と事務局 西・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 2 8 ページ、調査表 2 8 ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で耕作されておりました。規模拡大のための

権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 13番 永留です。

46番 平佐町219番の現況は田ですが、近くにある報告9号8番の分で202番地が盛土をしてあり畑ですが、これは施行済みになるのではないですか。

梶原主幹 はい。報告9号は形質変更届を今まで何もされずに盛土をされておりました。申請する様にとお願いしておりました。中に廃棄物が混ざっていたので土から取り除いてもらった後に、本人に話をしたところ、農地としてやっていきたいということでしたが、届け出がなされていなかったのもので形質変更届で畑にするという部分と今回取得する土地も含めて畑にするということで形質変更届が出されている状況です。

高さがあるので段々畑にしたいと計画しております。工事期間も1年以上かかる予定なので進捗状況を見ながらさせていただければと思っております。盛土が高いため下にブロックで土砂が流れないようにするとの事です。以上です。

議長 永留委員よろしいですか。

永留委員 ここは20年くらい前に盛土が崩れていますので、問題があると思います。しっかり対策をした方が良いと思います。

梶原主幹 ご心配の通り、静岡県では盛土が流れて人が亡くなるという事故が発生しています。国も盛土については総点検の対象となり、一度県からも点検にきた土地になります。

先ほど言いましたとおり今の高さのまま積み上げててもかなり高いので盛土で流出しないように安定こう配を取りながら段々畑にしていく計画だということと、下の部分には金網に石をつめた「ふとんかご」で土砂が流れ込まないように施行するということです。境界付近から1メートル～2メートル程下げて盛土をする計画ですので隣接地には流れないようになっております。幸い周辺も農地で宅地はありませんので、その辺も加味しながら現場を確認したところです。以上です。

議 長 永留委員よろしいですか。

永留委員 はい。わかりました。

議 長 他にご質疑ありませんか。

委員・推進委員 ありません。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第４３号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第４３号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第４４号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第４４号を説明いたします。資料は１９ページから２０ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号５３番から５５番の６件で、登記地目田３筆２，２２４㎡、畑６筆２，９５１㎡、合計９筆５，１７５㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「兄弟間」「知人間」等の贈与によるものです。

申請内容を農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第４４号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員 50番と51番を報告いたします。

3番 薬師寺が、50番及び51番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

50番は、位置図29ページ、調査表29ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で現在も耕作されています。

51番は、位置図30ページ、調査表30ページをご覧ください。申請地の現況は、田と畑で現在も耕作されています。

権利取得者は、規模拡大のための権利取得であり、50番は水稻、51番は水稻・野菜栽培予定で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

下茂委員 9番 下茂が、52番・53番・54番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

52番は、位置図31ページ、調査表31ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑できれいに管理をされておりましたが、当日境界の確定がなされておらず後日取られるとの事で確認を行っております。

53番は、位置図32ページ、調査表32ページをご覧ください。申請地の現況は、田で現在も耕作されています。

54番は、位置図33ページ、調査表33ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で現在はお茶を耕作されています。

52番・53番・54番ともに経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

山路委員 14番 山路が、55番を報告します。

7月10日、馬渡推進委員と事務局 梶原・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図34ページ、調査表34ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題なく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

事務局の内容説明をお願いします。

以上で、議案第４５号に係る説明を終わります。

23

山路委員

５６番を報告いたします。

１４番、山路が、５６番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図３５から３７ページ、調査表３５ページをご覧ください。

申請地の現況は、すべて、耕作放棄地であり、資料の現況の下段に記載のとおり、利用状況調査で緑・黄・赤判定している農地です。申請者において、前回と引き続き規模拡大のために農地復元し、ソバを栽培予定です。荒廃農地のため、伐根等の農地復元作業を行い、事務局から説明のとおり、耕作を開始する営農計画書が添付されています。

また、営農型太陽光を計画されており、耕作者と連携しながら、時期をみて、農地転用が提出されるものと思われますが、今回、遊休農地の解消が図られることや、新規参入に伴う営農計画書等を確認した結果、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題ないと思われます。

また、一般法人であり、解除条件付きの契約書が別途添付されており、耕作されない場合、契約を解除できることとなっていますので、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

（なしの声あり）

議長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第４５号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

（挙手）

議長

賛成全員であります。議案第４５号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第４６号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第４６号を説明いたします。資料は２２ページから２４ペ

今月の申請は、田 10, 108 m²、畑 6, 210 m²、合計 16, 318 m²の申請がありました。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 (挙 手)

次は、議案第４７号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

梶原主幹 議案第 35 号を説明いたします。資料は 25 ページから 29 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 19, 845 m²、畑 13, 036 m²、合計 32, 881 m²の申請がありました。

管理権設定 25 件中、認定農業者等に係る分は 15 件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

25

